

## 社会医療法人天神会 介護老人保健施設こが 2 1 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）利用契約書

利用者 \_\_\_\_\_（以下「甲」という。）と社会医療法人天神会介護老人保健施設こが 2 1（以下「乙」という。）とは、乙が提供する短期入所生活介護サービス利用に関して次のとおり契約を結びます。

### （契約の目的）

- 第 1 条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所生活介護サービスを提供し、甲の生活の質の向上及び甲の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
- 2 乙は、短期入所生活介護サービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

### （契約期間）

- 第 2 条 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の 7 日前までに甲から更新終了の意思表示がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

### （運営規程の概要）

- 第 3 条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、サービスの内容等）は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

### （身元引受人）

- 第 4 条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
- ① 行為能力者（民法第 20 条第 1 項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
  - ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 200 万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
  - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第 1 項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第 1 項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

### （短期入所生活介護計画の作成・変更）

- 第 5 条 乙は、甲が相当期間以上継続して入所する場合には、甲の心身の状況と置かれている環境等の評価並びに医師の診断に基づき、サービス提供の開始前から終了後までの甲が利用するサー

- ビスの継続性に配慮して、速やかに短期入所生活介護計画を作成します。
- 2 短期入所生活介護計画には、本施設で提供するサービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
  - 3 短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
  - 4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する短期入所生活介護サービスの目的に従い、短期入所生活介護サービス計画の変更を行います。
    - ① 甲の心身の状況等の変化により、当該短期入所生活介護計画を変更する必要がある場合
    - ② 甲が短期入所生活介護計画の変更を希望する場合
  - 5 乙は、前項に定める短期入所生活介護計画の変更を行う際には、甲及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

#### (短期入所生活介護サービスの内容及びその提供)

- 第6条 乙は、前条により作成された短期入所生活介護計画に基づき、甲に対し短期入所生活介護サービスを提供します。ただし、短期入所生活介護計画を作成する必要がない場合は、乙は、甲の要介護状態の軽減もしくは悪化防止のために甲の心身の状況等に配慮し、適切な短期入所生活介護サービスを提供します。各種サービスの内容は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。
- 2 乙は、甲の短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。
  - 3 甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

#### (短期入所生活介護サービスの利用)

- 第7条 甲は、乙が提供する短期入所生活介護サービスの利用にあたっては、利用を希望する期間の初日の3カ月前から、乙に対して利用する期間を明示して申し込むことができます。
- 2 前項の申し込みに対して、乙は正当な理由がない限り、甲の利用を拒めません。
  - 3 乙は、自ら適切な短期入所生活介護サービスを提供することが困難な場合は、甲の利用する居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業所等の紹介その他必要な措置を速やかに講じます。

#### (身体的拘束その他の行動制限)

- 第8条 乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。
- 2 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。  
また、この場合乙は、事前又は事後速やかに、甲の後見人又は甲の家族に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。
  - 3 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限した場合には、第5条第2項の短期入所療養介護サービスの提供に関する書類に次の事項を記載します。
    - ① 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
    - ② 前項に基づく甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
    - ③ 前項に基づく甲の後見人又は甲の家族に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

#### (協力義務)

- 第9条 甲は、乙が甲のため短期入所生活介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

#### (苦情対応)

- 第10条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した短期入所生活介護サービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として不利益な取扱いをすることはできません。

(急変時の対応)

第11条 乙は、現に短期入所生活介護サービスの提供を行っているときに甲に容態の急変が生じた場合、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(費用)

第12条 乙が提供する短期入所生活介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。

3 乙は、提供する短期入所生活介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。

4 乙は、短期入所生活介護サービスの要介護状態区分毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。

5 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(利用者負担額の滞納)

第13条 甲が正当な理由なく乙に支払うべき利用者負担額を滞納した場合において、乙が甲に対して2週間以内に滞納額を支払うように催促したにもかかわらず、全額の支払いがないとき、乙は全額の支払いがあるまでの次回の利用をお断りすることがあります。

(秘密保持)

第14条 乙及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

2 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(甲の解除権)

第15条 甲は、現に短期入所生活介護サービスを利用中でない限り、いつでもこの契約を解除することができます。

2 甲は、現に短期入所生活介護サービスを利用中であっても、乙に債務不履行、不法行為の事由がある場合、即時にこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

第16条 乙は、甲が次の各号に該当する場合は、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

① 第13条の利用停止にもかかわらず、滞納額全額の支払いがない場合。

② 甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。

③ 甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

2 乙は、甲が次の各号に該当する場合において、事態の回復が見込めないときは、即時にこの契約を解除することができます。

① 甲が伝染病疾患により他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合

② 甲の行動が、他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。

3 乙は、前二項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の居宅サービス計画作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

第17条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

① 甲が要介護(支援)認定を受けられなかったとき。

② 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新終了の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。

- ③ 第15条に基づき、甲が契約を解除したとき。
- ④ 第16条に基づき、乙が契約を解除したとき。
- ⑤ 甲が、他施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
- ⑥ 甲が死亡したとき。

#### (損害賠償)

第18条 乙は、短期入所生活介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項において、事故により甲に損害が発生した場合は、乙は速やかに甲の損害を賠償します。ただし、乙に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

#### (利用者代理人)

第19条 甲は、代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

- 2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

#### (合意管轄)

第20条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、福岡地方裁判所（久留米支部）を管轄裁判所とすることに合意します。

#### (協議事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

#### (虐待防止に関する事項)

##### 第22条

1 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。
- (2) 利用者及びその家族から苦情対応体制の整備をします。
- (3) その他虐待防止の為に必要な措置を講じます。
- (4) 虐待防止に関する責任者の選定及び措置を講じます。
- (5) 必要性に応じて成年後見人制度の利用支援を行います。
- (6) 介護相談員の受入を講じます。
- (7) その他必要な外を講じます

2 施設はサービス提供中に当該施設職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを、市町村に通報する者となります。

#### (非常災害対策)

施設は防火管理者を定め、消防計画に基づく訓練の実施、消防設備の点検・維持管理及び風水害・地震等の災害に対する計画に基づく非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者の配置。
- (2) 火元責任者の配置。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者委託し、点検の際、防火管理者が立ち会うこととします。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災・地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、非常災害要員を定め、組織編成し、任務の遂行に当たることとします。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消火訓練を実施する。

**介護老人保健施設こが 21**  
**短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）重要事項説明書**  
 < 令和 6 年 10 月 1 日現在 >

1. 法人の概要

|         |  |
|---------|--|
| 法人の名称   | 社会医療法人天神会  |
| 代表者名    | 理事長 古賀 伸彦  |
| 所在地・連絡先 | 郵便番号 830-8577<br>住 所 福岡県久留米市天神町 120 番地<br>電話番号 0942-38-2222<br>FAX 番号 0942-38-2255 |

2. 施設の概要

|           |  |
|-----------|--|
| 施設の名 称    | 介護老人保健施設こが 21  |
| 所在地・連絡先   | 郵便番号 839-0801<br>住 所 福岡県久留米市宮ノ陣 3 丁目 3 番 9 号<br>電話番号 0942-38-3386<br>FAX 番号 0942-38-3355 |
| 介護保険事業所番号 | 4071605952   |
| 施設長の氏名    | 施設長 貞松 篤   |

3. 施設の理念及び行動規範

|                   |   |
|-------------------|---|
| 施設の理念             | 暮らしの継続、在宅復帰を目標としたケアを提供します。  |
| 行動規範 1<br>(ケ ア)   | 次の各号を理解したケアの実践に努めます。<br>①一人ひとりの 24 時間の暮らしを知る<br>②起床時間は一人ひとり異なる<br>③食事はおいしいこと・楽しいこと<br>④入浴は個人のペースと生活習慣を反映させる<br>⑤日常的な視点に立つ<br>⑥安眠のケア |
| 行動規範 2<br>(計画と評価) | 利用者が抱える課題等を評価し、利用者の希望を踏まえて、施設サービス計画を作成します。<br>そのサービスの達成状況を評価し、その結果を書面に記載し、説明のうえ交付します。   |
| 行動規範 3<br>(職員研修)  | 次の各号の実践に努めます。<br>①学会・研修会参加を含む学習・研修プランの実践<br>②活動内容の発信<br>③実習生や見学者の積極的受入れ<br>④質の高いケア提供のための飽くなき自己研鑽                                    |

#### 4. 建物・設備の概要（指定介護老人施設と一体的体制）

##### (1) 構造等

|      |       |                         |
|------|-------|-------------------------|
| 敷地面積 |       | 8,714.97 m <sup>2</sup> |
| 建 物  | 構 造   | RC造4階建ての2階部             |
|      | 延べ床面積 | 4,998.34 m <sup>2</sup> |
|      | 利用定員  | 20 名                    |

##### (2) 居室

| 居室の種類   | 室数 | 面積（一人あたりの面積）                                  | 備 考        |
|---------|----|---|------------|
| ユニット型個室 | 20 | 258.92 m <sup>2</sup> (12.95 m <sup>2</sup> ) | ブザー及び洗面台設置 |

##### (3) 主な設備

| 居室の種類        | 室数 | 面積（一人あたりの面積）                                | 備 考        |
|--------------|----|---|------------|
| 食堂（共同生活室）    | 2  | 79.92 m <sup>2</sup> (4.00 m <sup>2</sup> ) |            |
| 機能訓練室        | 1  | 39.26 m <sup>2</sup>                        |            |
| 浴室           | 3  | 35.33 m <sup>2</sup>                        | 機械浴1台設置    |
| ユニットエリア内のトイレ | 7  | 17.35 m <sup>2</sup>                        | ブザー設置、車椅子用 |
| 診察室          | 1  | 13.32 m <sup>2</sup>                        |            |

#### 5. 施設の職員体制

| 職 種     | 配置数   | 業務内容  |
|---------|-------|---|
| 医師（施設長） | 1.0 人 | 管理業務のほか、利用者の日常的な医学的対応を行います。                         |
| 副施設長    | 1.0 人 | 施設長を補佐し職員を指揮監督します。                                  |
| 薬剤師     | 0.3 人 | 医師の指示に基づき、調剤及び薬学的管理を行います。                           |
| 看護職員    | 1.0 人 | 医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等を行うほか、施設サービス計画に基づく看護及び介護を行います。 |
| 介護職員    | 6.0 人 | 施設サービス計画に基づく介護を行います。                                |
| 機能訓練指導員 | 1.0 人 | 日常生活能力向上を目標に利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて機能訓練を行います。         |
| 生活相談員   | 1.0 人 | 利用者からの相談に応じ指導又は援助を行います。                             |
| 管理栄養士   | 0.6 人 | 給食の献立を通じて利用者の栄養管理を行います。                             |
| 事務職員    | 0.8 人 | 運営上必要な事務、及び施設管理を行います。                               |

#### 6. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護のサービス内容

| 種 類                    | 内 容  |
|------------------------|--|
| 食事の提供                  | （食事時間）<br>朝食 8:00～ 9:00<br>昼食 12:30～ 13:30<br>夕食 18:00～ 19:00<br>利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うとともに、食事の自立についても適切な援助を行います。  |
| 入 浴                    | 適切な方法により、利用者に対して1週あたり2回以上の入浴の機会を提供します。但し、やむを得ない場合には機械浴や清拭に代えることがあります。  |
| 離床、着替え、整容、口腔ケア、排泄の自立支援 | 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。<br>生活のリズムを考え、朝夕の着替えを行うよう配慮します。<br>個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。<br>また毎食後の口腔ケアの援助を行います。<br>利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 |

|        |  |
|--------|--|
| 機能訓練   | 機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。            |
| 健康管理   | 投薬、検温、血圧測定等を行うほか、利用者の健康管理に努めます。                            |
| 相談及び援助 | 利用者とその家族からのご相談に応じます。                                       |
| 送迎     | 利用者の心身の状態、ご家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要な場合、当施設から片道10km以内の送迎を行います。 |

#### 7. 介護保険給付対象サービスの利用者負担額

介護老人保健施設が法定代理受領サービスに該当する併設型ユニット型（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用者の自己負担額は、介護負担割合証に準じた額になります。この重要事項説明書の最後に添付します「併設型ユニット型（介護予防）短期入所生活介護サービスの料金表」を参照ください。

#### 8. 介護保険給付対象外サービスの内容及び利用者負担額

| 種類               | 内容   | 利用料                |
|------------------|--|--------------------|
| 居住費              | ユニット型個室に要する費用  | (1日につき) 2,200円     |
| 食費               | 食事の提供に要する費用  | (1日につき) 1,850円     |
| 事業の実施地域外の送迎費（税別） | 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の費用。実施地域を越えた地点からご自宅までの距離に応じて徴収します。 | 概ね1kmあたり<br>50円/片道 |

※居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者は、その認定証に記載された金額が1日あたりの負担額となります。

#### 9. 利用者負担額の支払方法

|          |   |
|----------|---|
| 支払方法     | ①口座振替（自動引落とし）<br>②振り込み送金（振込手数料は送金者負担）<br>福岡銀行；久留米営業部 普通口座；2893461<br>口座名義；社会医療法人天神会 理事長 古賀 伸彦 |
| 締切日・支払期限 | 利用者負担額は月末締めで計算し、翌月15日までに前月分の利用者負担額の請求書を発行します。   |

#### 10. 運営方針

- (1) 当施設は、併設型ユニット型（介護予防）短期入所生活介護サービス提供事業者として、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、介護及び機能訓練その他必要な日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立的な日常生活を営むことを支援します。
- (2) 介護については、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮します。
- (3) 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないこととし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。
- (4) 併設型ユニット型（介護予防）短期入所生活介護サービス事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を密にして利用者とその家族との交流の機会を確保するなど、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。
- (5) 併設型ユニット型（介護予防）短期入所生活介護サービス事業の提供にあたっては、原則として、入所申込に対して応じるものとし、正当な理由なくサービスの提供を拒否し

ません。

- (6) 当施設は、その社会的責任に鑑み、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないものとします。また、施設の運営に当たり当施設が暴力団又は暴力団員の支配を受けることがないための必要な措置を講じます。
- (7) 前1号ないし6号のほか、「久留米市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例」(平成25年4月1日施行)に定める内容を遵守し、事業を実施します。

#### 11. サービス内容に関する苦情等相談窓口

|          |   |
|----------|---|
| 当施設の相談窓口 | 窓口責任者 生活相談員：実松 一恵<br>ご利用時間 8：30～17：00<br>ご利用方法 面接（当施設面談室）<br>電話（0942-38-3386） |
| 市町村窓口    | 久留米市健康福祉部介護保険課（0942-30-9247）<br>小郡市長寿支援課介護保険課（0942-72-2111）                   |
| 国保連窓口    | 福岡県国民健康保険団体連合会（092-642-7859）  |

※久留米市以外にお住まいの方に関しては各市町村の介護保険課にお問い合わせください

#### 12. 非常災害時の対策

|        |   |
|--------|---|
| 非常時の対応 | 別途定める「介護老人保健施設こが21 消防計画」に則り対応を行います。   |
| 避難訓練   | 別途定める「介護老人保健施設こが21 消防計画」に則り年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して行います。  |
| 防災設備   | 屋内消火栓、消火器、スプリンクラー設備、防火扉・シャッター、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備（放送設備）、避難器具（救助袋）、誘導灯、誘導標識、避難階段、ガス漏れ探知機<br>カーテン及び壁紙等は防災性能のあるものを使用しています。 |
| 消防計画等  | 久留米消防署への届出日：令和4年1月6日<br>防火管理者：馬田 奈美   |

#### 13. 協力医療機関

|      |     |                    |
|------|-----|--------------------|
| 医療機関 | 名称  | 古賀病院 21            |
|      | 所在地 | 福岡県久留米市宮ノ陣3丁目3番8号  |
|      | 電話  | 0942-38-3333       |
| 医療機関 | 名称  | 新古賀病院              |
|      | 所在地 | 福岡県久留米市天神町120番地    |
|      | 電話  | 0942-38-2222       |
| 医療機関 | 名称  | 医療法人社団芳英会 宮の陣病院    |
|      | 所在地 | 福岡県久留米市宮ノ陣1丁目1番70号 |
|      | 電話  | 0942-32-1808       |
| 歯科   | 名称  | 古賀俊也歯科クリニック        |
|      | 所在地 | 福岡県久留米市西町219番5     |
|      | 電話  | 0942-46-5700       |

※サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、上記協力病院において診療や入院治療を受けることができます。（但し、上記病院での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、上記病院での診療・入院治療を義務づけるものでもありません）

14. 施設の利用にあたっての留意事項

|              |  |
|--------------|--|
| <p>来訪・面会</p> | <p>面会時間 お問合せ下さい<br/>来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。<br/>来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。</p>   |
| <p>外出</p>    | <p>外出は、原則的に認められません。やむを得ない事情がございましたら原則として7日前までにご相談をお願いします。</p>  |
| <p>留意事項</p>  | <p>①入所者は共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めてください。<br/>②金銭・貴重品は、自己の責任で管理してください。</p>   |
| <p>禁止行為</p>  | <p>①故意に大声を出す、暴れるなど、他の利用者に著しく迷惑をかける事<br/>②施設内での暴行、傷害、窃盗などの犯罪行為<br/>③他の利用者及び職員に対する暴言、暴力、性的嫌がらせ<br/>④公序良俗に反する行為<br/>⑤施設内での営利活動、宗教の勧誘<br/>⑥施設内での喫煙<br/>⑦施設内での飲酒及び飲酒しての来訪<br/>⑧利用料金の支払い滞納<br/>⑨ペットの持ち込み及び飼育</p> |

## 個人情報の利用目的

(令和 5 年 7 月 1 日現在)

介護老人保健施設こが 21 では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている利用者様及びご家族様の個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

# 介護老人保健施設こが 21 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護） 利用同意書

介護老人保健施設こが 21 介護老人保健施設短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）利用契約書及び重要事項説明書、及び別紙 1・別紙 2 を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所  
氏 名 印

<利用者の身元引受人>

住 所  
氏 名 印

介護老人保健施設こが 21  
施設長 殿

【請求書・明細書及び領収書の送付先】

|      |       |
|------|-------|
| 氏 名  | (続柄 ) |
| 住 所  |       |
| 電話番号 |       |

【緊急時及び事故発生時の連絡先】

|      |       |
|------|-------|
| 氏 名  | (続柄 ) |
| 住 所  |       |
| 電話番号 |       |

住 所 福岡県久留米市宮ノ陣 3 丁目 3 番 9 号  
施設名 介護老人保健施設こが 21  
(介護保険事業所番号) 4071605952  
施設長 貞松 篤